

奈良県障害者計画改定に係る業務委託仕様書

1. 業務名

奈良県障害者計画改定に係る業務

2. 業務目的

本業務は、奈良県障害者計画（以下、「現計画」という）を改定するものであり、令和7年度から令和11年度を計画期間として、障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の2第1項に基づく障害児福祉計画を一体的に策定する業務である。

3. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか以下の厚生労働省令等に基づき実施するものとする。

- ・厚生労働省及び子ども家庭庁が策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）
参照URL (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001114930.pdf>)
- ・内閣府が策定した「第5次障害者基本計画」
参照URL (<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/kihonkeikaku-r05.pdf>)

4. 業務内容

(1) 現計画関連データ等の現状分析、課題抽出

- ① 本県で行うアンケート結果(A4裏表1枚相当・1,000件程度を想定)の入力及び分析
- ② 本県で行う障害者団体との意見交換会(30団体程度)の議事録の整理、とりまとめ及び分析
- ③ 上記の結果等から、次期計画改定に必要な資料を随時作成する。

<留意点>

- ・上記①について、アンケート結果のデータ入力を行い、現状の分析及び課題の抽出をする。アンケートについては県で作成及び回収等を行ったうえで、受託業者に随時引き渡すものとする。現状分析及び課題抽出は、国が定める基本指針等を踏まえ、全県、障害福祉圏域、市町村単位で行うとともに、図表やグラフを用いて、現計画に対する県民からの評価が把握しやすいように示すこと。なお、アンケート結果の回収は1,000件程度を想定しているが、それを上回った場合も受託業者側で取り扱うものとする。
- ・上記②について、県から提供する意見交換会の議事録データを基に整理を行い、①の結果とあわせて現状分析及び課題抽出を行うこと。
- ・上記③について、現計画に掲載している統計データ等については、時点修正を行い、最新のデータに置き換えること。

(2) 奈良県障害者施策推進協議会等の資料作成及び議事録作成等

計画改定過程で実施する奈良県障害者施策推進協議会（3回程度）及び奈良県自立支援協議会（1回程度）（以下、「施策推進協議会等」という。）の資料を作成のうえ、出席して議事録を作成する。また、それらに付随する補助及び助言を行うものとする。

(3) 次期計画の素案の作成

現計画及び上記(1)(2)を踏まえ、次期計画の素案を作成する。なお、現計画のデータは受託業者に引き渡すものとする。

(4) 障害者団体に対するフィードバック実施の支援

障害者団体との意見交換会における意見について、上記(3)への反映状況を整理するとともに、県が実施する障害者団体に対するフィードバック等を支援する。

(5) パブリックコメント実施の支援

パブリックコメント用資料の作成、意見整理等を行う。

(6) 次期計画冊子及び計画概要版のデザイン、構成及び印刷

次期計画冊子及び計画概要版のデザイン、構成及び印刷を行う。原稿については、ルビがあるもの、ルビがないもの、点訳用及び音声コード用を作成する。印刷部数については、次期計画冊子130ページ程度400部・計画概要版15ページ程度500部とする。仕様についてはA4サイズ、無線綴じ、表紙：カラー印刷、本文：白黒印刷。他、以下の留意点に沿うこと。

<留意点>

- ・計画の理念や数値などを視覚的に理解できるよう効果的に図表及びグラフを用いること。特に計画概要版については、より多くの県民が次期計画の趣旨を理解できるような内容とすること。
 - ・難解な専門用語等の多用は避け、やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は、用語集等を作成すること。
 - ・施策推進協議会等及びパブリックコメントで出された意見について、県と協議・検討のうえ、必要に応じて次期計画に反映させること。
 - ・その他仕様の詳細は協議の上決定することとする。
- (7) 令和5年度の奈良県障害者施策の推進状況について、関係各課からの実績報告等の整理
(8) その他業務遂行にあたり奈良県福祉医療部障害福祉課長が指示する事項

5. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月15日までとする。

6. 議事録作成

本件受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため県担当者と協議しながら作業を進め、打合協議があった場合はその内容について議事録を作成し、打合開催から1週間以内に県の確認を受けなければならない。

7. 成果品及び納期

- (1) 成果品：アンケート結果及び障害者団体との意見交換会における議事録のとりまとめ（4 (1) 関係）
納期：令和6年6月14日まで
- (2) 成果品：施策推進協議会等の議事録（4 (2) 関係）
納期：開催日から2週間以内
- (3) 成果品：次期計画の素案（4 (3) 関係）
納期：令和6年7月31日まで
- (4) 成果品：次期計画冊子及び計画概要版のデザイン、構成及び印刷（4 (6) 関係）
納期：令和7年2月28日まで
- (5) 成果品：県から作成依頼のあった資料等
- ① 現計画関連データ等の現状分析、課題抽出に関する資料（4 (1) 関係）
 - ② 施策推進協議会等の資料など、県から作成依頼のあった資料（4 (2) 関係）
 - ③ 奈良県障害者施策の推進状況の一覧など県から整理依頼のあった資料（4 (7) 関係）
- 納期：受託者決定後、打合せにより提出時期を決定する
- ※(1)～(5)はデータ（ワード、エクセル等の加工可能な形態）での納品とする。

8. 統括責任者の選任

統括責任者を1名選任すること。また、交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

9. 委託経費

委託業務の実施に必要な経費は、全て委託金額に含まれるものとする。

10. 秘密の遵守

本件受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

11. 個人情報保護の取扱

業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳選な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。

12. その他事項

(1) 再委託について

本件業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に再委託しようとする場合、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、この場合、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ・業務期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。
- ・本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- ・別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- ・本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と受託者が協議のうえ決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、委託者(以下、「甲」という。)の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。